

# 漁業の免許内容等の事前決定

平成28年6月28日

# 目 次

## 1 鹿児島海区

### (1) 区画漁業

ア 魚類養殖業	・・・・・・・・・・	1
---------	------------	---

1 鹿児島海区

(1) 区画漁業

ア 魚類養殖業

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
						いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度		
鹿特 区魚 第108 号	第1種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	8月1日 から翌年 6月30日	南さつま 市丸木崎 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 16' 53" E 130° 13' 13" 点イ N 31° 16' 49" E 130° 13' 13" 点ウ N 31° 16' 49" E 130° 13' 08" 点エ N 31° 16' 53" E 130° 13' 08"	別紙-2	11台	南さつ ま市坊 津町坊 及び坊 津町泊

別紙－２ （人工種苗 鹿特区魚第１０８号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（８メートル×８メートル 正方形）１１台とする。  
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
鹿特 区魚 第109 号	第1種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	8月1日 から翌年 6月30日	南さつま 市坊津町 泊峰ヶ崎 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 16' 38" E 130° 13' 10" 点イ N 31° 16' 43" E 130° 13' 10" 点ウ N 31° 16' 41" E 130° 13' 21" 点エ N 31° 16' 36" E 130° 13' 21"	別紙-2	22台	南さつま 市坊津町 坊津町泊

別紙－２ （人工種苗 鹿特区魚第１０９号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（８メートル×８メートル 正方形）２２台とする。  
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
						いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度		
鹿 特 区 魚 第110 号	第 1 種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	7月1日 から翌年 5月31日	鹿児島市 高免町園 山地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 37' 13" E 130° 42' 08" 点イ N 31° 37' 05" E 130° 42' 17" 点ウ N 31° 37' 00" E 130° 42' 09" 点エ N 31° 37' 08" E 130° 42' 00"	別紙-2	13台	鹿児島 市の旧 東桜島 村の地 区

別紙－２ （人工種苗 鹿特区魚第１１０号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（８メートル×８メートル 正方形）１３台とする。  
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。